

令和8年度 入学（転入学）伊那市小規模特認校児童の募集を開始します

伊那市教育委員会

1 趣旨及び目的

伊那市内の特色ある教育活動を行う小規模特認校「伊那西小学校、新山小学校、高遠北小学校」の3校については、「伊那市立小学校小規模特認校制度に関する要領」に基づいて、市内全域から就学することができます。

2 募集定員

小規模特認校の通学区域から通学する児童を含め、各学年15人を定員としています。

3 就学の手続について

(1) 申請期間：令和7年10月10日（金）から令和7年12月10日（水）まで

(2) 提出書類：小規模特認校入学（転学）申請書・誓約書

(3) 提出先：〒396-8617

長野県伊那市下新田3050番地

伊那市教育委員会 学校教育課 学務係（伊那市役所3階）

《窓口受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで、ただし土・日・祝日は除く》

※持参、または郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は12月10日（水）必着となるようお願いいたします。

※原則期間外の受付は行いません。

4 就学の条件及び留意事項

(1) 伊那市に住民票があること。募集開始時に市外在住であっても応募は可能ですが、令和8年3月31日までに伊那市内に住民票を移すことが必須となります。

(2) 小規模校ならではの教育活動もあります。各学校の考え方を御理解いただき御協力ください。

(3) 通学は保護者の送迎を基本とします。保護者自らの責任と負担において通学させてください。

(4) 1年以上の在籍を条件とし、夏季や冬季のみといった短期間の就学はできません。

(5) 現在就学している学校から小規模特認校への転学を希望する場合は、現在在籍している小学校長の同意が必要となります。

(6) 就学は令和8年4月1日からとなります。

(7) 申請のあった家庭には、12月末までに就学の可否を決定し、通知を送付します。

(8) 小規模特認校は通学区域から通学する児童を含め、各学年15人を定員としています。申請によりこの定員数を超過した場合、抽選となります。抽選は12月に伊那市教育委員会事務局で行い、抽選結果を通知させていただきます。

○申請前に必ず裏面『小規模特認校申請前の留意事項』を御確認いただくようお願いします。

伊那市小規模特認校への就学を希望する皆さまへ (小規模特認校申請前の留意事項)

伊那市教育委員会

1 来入児検診について

来入児検診は、現住所地での就学予定校（以下、「指定学校」という）で行ってください。

2 来入児保護者説明会（1日体験入学）について

小規模特認校入学許可前（12月以前）に指定学校の来入児保護者説明会（1日体験入学）がある場合は、まず、指定学校の説明会へ参加してください。ただし、12月以降に指定学校の来入児保護者説明会が実施される場合で、小規模特認校への就学が許可された方は、許可を受けた小規模特認校の来入児説明会へ参加ください。

3 運動会等の就学前行事への参加について

指定学校での参加を原則とします。小規模特認校の就学前行事（運動会等）へ参加を希望する場合は、個別に小規模特認校に相談をしていただき、学校長が許可した場合に限り、参加可能とします。ただし、行事参加により小規模特認校への就学を認めるものではありませんので御留意ください。

4 申請により定員数が超過した場合の抽選について

小規模特認校は通学区域から通学する児童を含め、各学年15人を定員としています。申請によりこの定員数を超過した場合、抽選となります。抽選は12月に伊那市教育委員会事務局により行い、抽選結果を通知させていただきます。

※抽選により、当選とならなかった場合は住所地に基づいた指定学校への就学となります。

5 複数の小規模特認校へ申請を希望する場合

複数の小規模特認校への応募を希望する場合は、申請書に学校名と希望順位（〇〇小学校 第一希望など）を明記してください。第一希望の学校の抽選に外れた場合で、第二希望以降の学校に空きがある場合、希望順位の高い学校に申込みがあったとみなして処理します。

【例】：A校（第一希望）、B校（第二希望）とした場合

A校（第一希望）が定数超過により抽選となったが、当選とならなかった場合は、B校（第二希望）に申し込んだものとみなし、B校が定数以内であれば就学許可となります。

B校の定員数が超過している場合は抽選を行い、当選となれば就学許可となります。当選とならなかった場合は指定学校への就学となります。

※第一希望校を優先するため、上記の場合、B校を第一希望としている方を優先して決定します。

6 伊那市外に在住の方

伊那市外に在住している方も申請可能です。ただし、応募年度の末日（3月31日）までに住民票を伊那市に異動することが就学の要件となります。小規模特認校への就学を許可した場合でも、3月31日までに伊那市への住民票の異動が行われない場合には、小規模特認校への就学はできません。

(問い合わせ先)

伊那市教育委員会事務局

学校教育課 学務係

電話:0265-78-4111 内線 2713

Email :gak@inacity.jp